

## はじめに

本書は、藤岡第一中学校PTA活動にあたって、年度始めの資料とするとともに、本校PTA会員共通の手引きとなるように作成したものです。

皆様が、生徒たちについて、学校について、PTAについて考えるとき、まず、本校PTAの目的や組織・活動内容について知る手引きとしてお読みください。

## 目次

P 2～ 学校教育目標並びにPTA取組の方針

P 4～ PTA組織図

P 5～ 平成28年度PTA事業報告

P 6～ 平成29年度PTA事業計画

P 7～ PTA活動ノート

P 9～ 藤岡第一中学校PTA会則

P 13～ 平成29年度学年・学級編制・生徒数

## I 学校教育目標並びにPTA取り組みの方針

### 1 学校教育目標

《 考える生徒 やりぬく生徒 助け合う生徒 》

＜ 知 徳 体 ＞の調和のとれた人間性豊かな生徒の育成に努める。

### 2 めざす学校像

《 生き生きと学び合う学校 》

「力を合わせてがんばる学校」

教師と生徒、生徒同士、教師同士、学校と保護者や地域の方々との信頼関係が構築され、何事にも協力し合える学校

「明るい学校」

生徒が本来持っている明るさを失うことなく、学校生活を楽しめる学校

「美しい学校」

生徒たちが、基本的な生活習慣を身に付け、正しい言葉遣いや落ち着いた生活ができ、学校全体に思いやりあふれた人間関係が構築された学校

### 3 本年度も「形」から入り、「心」を育み、基礎学力の向上に日々取り組む

(1) 明るいあいさつ

(2) 無言集合、無言清掃

(3) 家庭学習の習慣化

## II PTA取り組みの方針

### 1 《 かかわろう、参加しよう 》

全員が自覚と責任をもって教育にかかわり、参加することに努める。

そのためには

＜ 知ることから始めて 一緒に考えて 小さくても始めよう ＞

「知ることから」 ・今家庭、学校、地域に求められていることはなんなのか？  
・家庭や地域、学校の責任は？ ・新しい指導要領は？  
・学校の教育方針は？ ・学校活動、経営は？ ・教師や人材は？  
・自ら正しく判断し行動するために、まず知ることから始めよう。

「一緒に考えて」 ・学校や地域活動、PTA活動に参加し、話し合い、問題があれば協力してどうすれば良いか考えよう。

「小さくても始める」 ・小さくてもできることから、目標や責任を明らかにして実行しよう。

### 2 本年度は、以下に重点をおいて取り組む

(1) 学校行事や学年・学級活動への会員参加を高める。

とちぎ未来アシストネット活用事業への積極的な協力

(2) PTA活動の意味や目的、今にふさわしい内容、やり方を十分に検討し、話し合っ  
て実行する。(生涯学習課とタイアップして外部講師の招聘)

(3) 知る・知らせる活動を活発にする。

(4) マイチャレンジへの協力

### Ⅲ P T Aの概要について

#### 1 P T Aの目的

生徒の健全な育成のために、学校、家庭、地域の教育力の向上、教育環境の整備などにむけ、保護者と教職員が課題を共有し、協力し、自主的に活動を行う。

#### 2 会 員

本校在生徒の保護者と教職員

#### 3 P T A活動のテーマ

- (1) 学校行事や学年・学級活動への参加と協力
- (2) 「PとT」の資質の向上
- (3) 「心と体」の健康増進
- (4) 安全・安心な生活環境づくり
- (5) 活動の広報と会員同士のコミュニケーションづくり

#### 4 活動内容

- (1) P T Aが主催して行う行事や活動  
ア 一中祭売店      イ 藤光新聞発刊      ウ 会員研修
- (2) P T Aが参加・協力する行事  
ア 学校行事や学年・学級活動  
    ・ 体育祭、一中祭など学校行事  
    ・ 授業参観、学級懇談、学年研修など学年・学級行事  
イ 市や地域の行事  
    ・ 栃木市P T A連合会の活動  
    ・ 市P（藤岡ブロック）、県P主催の研修・研究会への参加  
    ・ 初市巡回、交通安全運動期間中の立哨指導
- (3) P T Aが助成・後援する学校活動  
ア 部活動      イ 生徒活動      ウ 個別支援学級活動      エ 環境美化 など

#### 5 会 費

会費 保護者1世帯、教職員1名あたり、年間5,000円

※ 内訳 ・ P T A活動費：2,500円 ・ 学校活動協力費：2,500円（助成・後援）

#### 6 活動組織

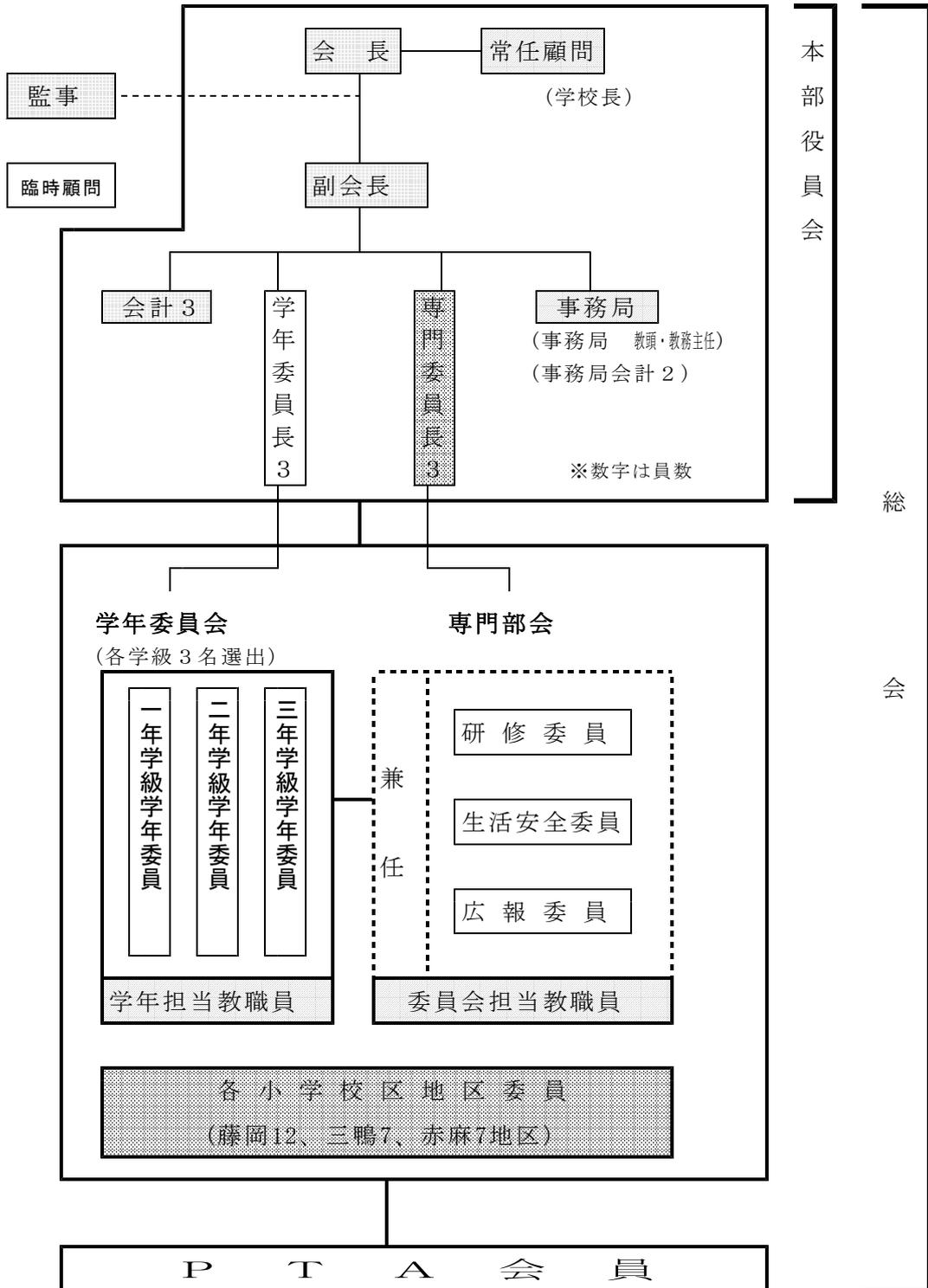
ア 本部役員会      イ 学級学年委員会      ウ 専門活動部会

#### 7 議決機関

ア 総 会      イ 本部役員会

◆ P T A 組織図

本部役員会



は、小学校区選出

◆ 平成28年度PTA事業

	日付	活動	内容	備考
1. PTA活動内容				
(1) PTAが主催して行う行事や活動				
	5/11	会員研修等	研修会・講演会	研修
	10/22	一中祭	模擬店協力	学級、地区
	年間	藤光新聞発刊	年2回発刊	広報
(2) PTAが参加・協力する行事				
ア 校内行事・活動				
	4/27 7/ 4	授業参観・懇談(1年)	年初の学級活動	学級
	4/27 12/15	同(2年)	同	学級
	4/27 10/ 7	同(3年)	同	学級
	6/11	体育祭	運営協力、競技参加、巡回	全学年
	10/22	一中祭	運営協力	本部役員
	7/ 4	学年研修(1年)		1年
	10/12	学年研修(2年)		2年
	10/ 7	学年研修(3年)		3年
	11/ 9	持久走大会		生活安全
	11/14	校内公衆電話設置		本部
イ 市・地域の行事				
	期間中	交通安全週間	立哨協力	生活安全
	2/11	初市	巡回協力	生活安全
ウ 藤岡ブロックPTA活動				
	5/16	藤岡ブロック第1回役員会	会議	会長・教頭
	11/ 1	藤岡ブロック第2回役員会	会議	会長・教頭
	12/ 3	藤岡ブロック研修会	講話等	全
エ 市・県P主催研修・研究活動				
	5/20	市P連総会	会議	会長・本部役員
	5/26	下地区PTA指導者研修会	人権フォーラム	研修部
	6/12	県P連総会	会議	会長
	7/30	下地区PTA指導者研修会Ⅰ	講話	研修部
	10/18	下地区PTA指導者研修会Ⅱ	講話	研修部
	11/ 8	子育てセミナー	講話	本部・教頭
	11/12	とちぎ教育振興大会	講話	会長
	10/22	栃木市PTA大学(家庭教育講演会)	講話	本部役員

◆ 平成29年度 P T A 事業計画

	日付	活動	内容	備考
1. P T A 活動内容				
(1) P T A が主催して行う行事や活動				
	10/21	一中祭	模擬店協力	学級、地区
	年間	藤光新聞発刊	年2回発刊 臨時号	広報
(2) P T A が参加・協力する行事				
ア 校内行事・活動				
	4/26	授業参観・懇談(1年)	年初の学級活動	学級
	7/3	学年懇談会		
	4/26	同(2年)	同	学級
	12/14	学年懇談会		
	4/26	同(3年)	同	学級
	9/29	私立高校説明会		
	10/27	県立高校入試説明会		
	6/10	体育祭	運営協力、競技参加、巡回	全学年
	10/21	一中祭	運営協力	本部役員
	7/3	学年研修(1年)		1年
	10/11	学年研修(2年)		2年
	9/29	学年研修(3年)		3年
	11/15	持久走大会		生活安全
イ 市・地域の行事				
	期間中	交通安全週間	立哨協力	生活安全
	2/10	初市	巡回協力	生活安全
ウ 藤岡ブロック P T A 活動				
	5/9	藤岡ブロック第1回役員会	会議	会長・教頭
	11/	藤岡ブロック第2回役員会	会議	会長・教頭
	12/2	藤岡ブロック研修会	講話等	全
市・県 P 主催研修・研究活動				
	5/19	市 P 連総会	会議	会長・本部役員
	5/	下地区 P T A 指導者研修会	人権フォーラム	研修部
	6/11	県 P 連総会	会議	会長・教頭
	6/29	下地区 P T A 指導者研修会 I	講話	研修部
	10/17	下地区 P T A 指導者研修会 II	講話	研修部
	11/8	子育てセミナー2017	講話	本部・教頭
	11/	とちぎ教育振興大会	講話	会長
	7/28	栃木市 P T A 大学(市家庭教育講演会)	講話	本部役員

◆ P T A 活動ノート

月	学校・地域行事 ◇：参加・協力 ・予定行事					
	学校行事	1年 学年学級	2年 学年学級	3年 学年学級	部活関連行事	町や地域の行事
4	・ 新任式・始業式 ◇入学式(10) ◇PTA総会(26) 授業参観・学級懇談会	第1回学年委員会 (19) 授業参観学級懇談会	第1回学年委員会 (19) 授業参観学級懇談会	第1回学年委員会 (19) 授業参観学級懇談会	・ 栃木支部大会 4/16・17・23・24 5/4・5・6	・ 桜祭り ・ ハルソノレース
5	・ 家庭訪問(2～) ・ 中間テスト (25・26)	・ 校外学習 (19)		・ 修学旅行 (5/18～20)		◇春の交通安全運動 ・ みずウォーク
6	・ 体育祭(10) ・ 期末テスト (28～30)		・ マイ・チャレンジ (20～22)		・ 県春季大会 (2～4)	
7	・ 第1学期終業式 (20) ・ 夏季休業	授業参観・学級懇 談会(3)			・ 総体地区予選 (21～23) ・ 総体県予選 (28～30)	
8	・ 夏季休業				・ 関東大会	◇サマーフェスティバル
9	・ 第2学期始業式(1) ・ 合唱コンクール(13) ◇高校説明会(29)			◇高校説明会 (29)	・ 地区新人大会 (22～24)	◇秋の交通安全運動
10	・ 中間テスト(5・6) ◇一中祭(21) ◇高校説明会(27) ・ 三者面談(30～)	◇一中祭(21)	◇一中祭(21)	◇一中祭(21) ◇高校説明会 (27)	・ 吹奏楽定期演奏会 ・ 県新人大会 (13・14)	・ 渡良瀬フォトコンテスト ・ 福祉祭
11	・ 三者面談(～8) ・ 期末テスト (21～24) ・ 持久走大会(15)					・ わたらせ風の子 音楽祭(8)
12	・ 生徒会役員選挙 ・ 第2学期終業式 (25)		授業参観・学級懇 談会(14)			
1	・ 第3学期始業式 (9) ・ 3年学年末テスト (25・26)		・ スキー宿泊 学習 (1/21～23)	・ 私立高校入試		
2	・ 学年末テスト 1・2年 (14～16)			・ 栃木県立高校 特色選抜入試		◇初市(10)
3	◇卒業式(10) ・ 修了式(23) ・ 春季休業 ・ 離任式	・ 1・2年学力 テスト	・ 1・2年学力 テスト	・ 栃木県立高校 一般入試(7・8) ◇卒業式(10)		・ 遊水地ヨシ焼き

月	学校・地域行事 ◇：参加・協力 予定行事					
	本部	研修	生活安全	広報	地区理事	地域PTA関連行事
4	◇入学式参加(10) 旧本部役員会(14) 新旧役員会(19) ◇授業参観・PTA 総会・学級懇談 会(26)		◇春の交通安全運動			
5	◇本部役員会(25)	◇専門部会 (25)	◇専門部会 (25)	◇専門部会 (25)		◇藤岡ブロック連絡会(9) ◇市P連総会(19) ◇下地区人権教育研修会( )
6	◇体育祭準備(9)					◇県P連総会(11) ◇下地区小中高校PTA連絡会総会(29) ◇下地区PTA指導者研修会I(29)
7						◇栃木市PTA大学(28) (栃木市家庭教育講演会)
8						◇下地区少年の主張
9	◇本部役員会 (14)	専門部会 (14)	専門部会 (14) ◇秋の交通 安全運動	専門部会 (14) ◇藤光新聞		
10	◇本部役員会(5)  ◇一中祭準備(20) ◇一中祭協力(21)	◇専門部会 (5)  ◇一中祭準備 (20) ◇一中祭協力 (21)	◇専門部会 (5)  ◇一中祭準備 (20) ◇一中祭協力 (21)	◇専門部会 (5)  ◇一中祭準備 (20) ◇一中祭協力 (21)	◇一中祭準備 (20) ◇一中祭協力 (21)	◇下地区PTA指導者研修会II (17)
11	◇本部役員会(2)		◇持久走大会 協力(15)			◇藤岡ブロック連絡会( ) ◇とちぎ教育振興大会( ) ◇子育てセミナー2017(8)
12						◇藤岡ブロック研修会(2)
1	◇本部役員会(18)					◇下都賀地区小中高PTA連合会研修会( )
2	◇本部役員会(22)		◇初市見回り (10)	◇藤光新聞		◇とちぎ未来アシストネットボランティア交流会(3)
3	◇卒業式参加(10)					

# 藤岡第一中学校PTA会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は藤岡第一中学校PTAといひ事務局を同校内に置く。

第2条 本会は保護者等と教職員が協力して、教育と教育的環境を良くすることにより生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の活動（以下「事業」という）をする。

1. 会員の資質の向上に関する事。
2. 学校及び地域との連携を図りながら教育的環境の整備に関する事。
3. 学校教育活動への協力（助成・後援）に関する事。
4. 会員相互の親睦・コミュニケーションに関する事。
5. その他本会の目的達成に必要な事。

## 第2章 会 員

第4条 本会は藤岡第一中学校に在籍する生徒の保護者等及び教職員をもって会員とする。

第5条 会員は所定の会費を納入する。

## 第3章 役 員

第6条 本会に下の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 若干名
3. 理 事 6 名 （各地区と各学年選出）
4. 会 計 5 名 （教職員2名と各地区1名選出）
5. 事務局長 1 名 （教 頭）
6. 学年委員長 3 名 （学級委員より選出）
7. 常任顧問 1 名 （校 長）
8. 臨時顧問 若干名 （前会長、副会長）

第7条 役員を選出方法は細則に定める。

第8条 役員の任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会の代表責任者として会を統括する。
2. 副会長は会長を補佐・代理し会の円滑な運営を図るとともに、各部において理事と活動する。
3. 理事は本会事業及び専門活動部会の事業等における執行リーダーとする。
4. 会計は本会運営に係る会計事務等処理する。
5. 学年委員長は本会並びに学年事業を執行する。
6. 常任顧問は本会の運営全般を補佐する。
7. 臨時顧問は、本会の求めに応じて指導、助言を行うことができる。

## 第4章 会計監査

第10条 本会の適切な会計を監査するため監事若干名を置く。

2. 監事は前年度の会長・副会長（会長選出小学校区）が務める。

3. 任期は役員の任期に準ずる。

## 第5章 機 関

第11条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 本部役員会
3. 学級学年委員会
4. 専門活動部会
5. 地区委員（連絡員）

第12条 総会は、本会の最高議決機関であり、定期総会と臨時総会とする。

2. 定期総会は、年度当初に前年度の事業報告・収支決算並びに当該年度の予算案を審議するとともに役員承認及び会則改正等重要な案件を決議する。

3. 臨時総会は、会員の開催要求を受け会長が招集することができる。

4. 総会は出席会員をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。

5. 議長は総会の出席会員の中から選出する。
- 第13条 本部役員会は、会長・副会長・理事・会計・事務局長・常任顧問をもって構成する。
2. 本部役員会は、学級学年委員会等と連絡調整を図りながら、会の運営全般を職掌するとともに緊急事項の処理についても特別措置をとることができる。  
ただし、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 第14条 学級学年委員会は、学級学年委員と学年担当教職員をもって構成し、各学年ごとに委員長各1名を置く。
2. 学級学年委員会は、細則に定める目的達成のため、本部役員会並びに専門委員会等と連携を図りながら事業を推進する。
- 第15条 専門活動部会は、各委員会担当学年学級委員と担当教職員をもって構成し、本部役員理事が委員長となる。
2. 専門活動部会は、細則に定める目的達成のため、本部役員会並びに学年学級委員会等と連携を図りながら事業を推進する。
- 第16条 地区委員(連絡員)は、各小学校校区各地区より1名を選出し、本PTA活動と小学校区(地域)との連絡・連携にあたるものとする。
- 第17条 特別な事項を調査・研究するため、会長は特別専門委員会を設け委員を委嘱することができる。ただし、任務完了をもって解散する。

## 第6章 会費及び会計

- 第18条 本会の経費は、会費・その他の収入をもってあてる。
- 第19条 会費は本会の活動費と学校活動協力費を合わせた年額5,000円とする。
2. 内訳は、本会活動費に2,500円、本校活動への協力(助成・後援)費に2,500円とする。
3. 納入方法は、原則として一期全納する。
- 第20条 本会の資産は、第2条の目的達成以外に使用してはならない。
- 第21条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 細則及び会則改正

- 第22条 本会の運営を円滑にするため細則を設けることができる。
- 第23条 本会の会則改正は総会の決議による。なお、本会の事業運営及び運用に係る会則・細則の運用(制定又は改廃)については、会則に反しない限り本部役員会の議決で足りるものとする。ただし、次期総会に報告しなければならない。

## 藤岡第一中学校PTA細則

### 第1章 役員等の選出について

- 第1条 本会の健全な発展と円滑な運営を図るためには民主的な役員選出が望まれるため、次のとおり選出方法の目安を定める。
- 第2条 本部役員を選出は次のとおりとする。
1. 候補者の選出  
当該年度の会長・副会長が世話役として、3月上旬までに、小学校区ごとに地区代表委員会等を開催し、各小学校区代表役員候補者(副会長男女各1名、専門部委員長候補理事1名、会計1名)を選出する。
2. 会長候補者の選出  
(1) 当該年度の3月中旬までに本部役員会を開き、会長・副会長が中心となり新会長適任者を選出する。
3. 専門部委員長候補理事の選出  
(1) 小学校区ごとに別表①の地区ローテーションにより委員長候補理事1名を選出する。
- 第3条 学級学年委員の選出は次のとおりとする。
1. 新学級編成後速やかに紙上投票をもって、まず、各学級ごとに各小学校区より1名ずつ学級委員を選出する。なお、開票事務は本部役員が行う。

2. 学級委員の互選により学級委員長（学年委員とする）を選出するとともに、別表②により学級委員それぞれの担当専門活動部会を決定する。
3. 学年の学級委員長（学年委員）の互選により、各学年の学年委員長1名を選出する。なお、学年委員長は、理事として本部役員となる。

第4条 地区委員（連絡員）の選出は次のとおりとする。

1. 各小学校区の地区ごとに3月末日までに地区委員（連絡員）を選出する。

## 第2章 学級学年委員会細則

第1条 本会の目的にそって生徒の健全な成長を図るため、主として学級・学年における生徒の学習・生活・進路等に関する研修並びに本会事業への積極的な協力・参加に努める。

第2条 学級学年委員会の活動は次のようなものが考えられる。

1. 学年、学級に応じた研修に関する活動
  - (1) 各学年・教科及び学校指導方針理解に関すること
  - (2) 学級・学校と連携した家庭教育に関すること等
2. 学年学級経営、学年学級行事等への協力・参加に関する活動
  - (1) 生徒と保護者等そして教師を結ぶ行事等の開催等
  - (2) 学級PTA、懇談、学年研修、学校行事等への援助・参加・協力等

第3条 学級学年委員会の会議は、なるべく定期的に開催し継続させていくことが望ましい。なお、必要に応じて本部役員に出席を求めることができる。

## 第3章 生活安全委員会細則

第1条 本会目的達成のため、安全で好ましい地域の生活環境をつくる実践活動をするとともに、本会事業への積極的な協力・参加に努める。

第2条 生活安全委員会の活動は次のようなものが考えられる。

1. 学校と連携をとりながら、地域における生徒の生活指導並びに環境整備に関する活動
  - (1) 生徒指導方法等についての研修に関すること
  - (2) 非行防止に関すること
  - (3) 学校及び地域との連携による情報収集に関すること
  - (4) 子ども会育成会活動への援助・協力に関すること等
2. 交通安全に関する活動
  - (1) 正しい交通指導に関すること
  - (2) 通学路の点検と整備改善に関すること等
3. 心と体の健康教育に関すること

第3条 生活安全委員会の会議は、なるべく定期的に開催し継続させていくことが望ましい。なお、必要に応じて本部役員に出席を求めることができる。

## 第4章 研修委員会細則

第1条 本会目的達成のため、会員の資質向上に関する研修の実施及び調査研究等を推進するとともに、本会事業への積極的な協力・参加に努める。

第2条 研修委員会の活動は次のようなものが考えられる。

1. 会員相互の研修を推進する活動
  - (1) 学校教育の理解に関すること
  - (2) 家庭教育、地域のあり方を学習すること
  - (3) PTAのあり方を学習すること等
2. 調査研究に関する活動
  - (1) PTAの組織と運営に関すること
  - (2) 教育等の実態に関すること等

第3条 研修委員会の会議は、なるべく定期的に開催し継続させていくことが望ましい。なお、必要に応じて本部役員に出席を求めることができる。

## 第5章 広報委員会細則

第1条 本会目的達成のため、PTA活動等を広報することによって、会員の意識高揚と事業推進を図ることを目的とするとともに、本会事業への積極的な協力・参加に努める。

第2条 広報委員会の活動は次のようなものが考えられる。

1. P T A新聞の発行に関する活動
  - (1) 企画・取材・編集・渉外活動に関すること
  - (2) アンケート・座談会・行事の記録に関すること等
2. 新しい広報・コミュニケーション手法に関する活動
  - (1) ホームページ運用に関すること

第3条 広報委員会の会議は、定期的開催し継続させていくことが望ましい。なお、必要に応じて本部役員に出席を求めることができる。

#### 第6章 表彰並びに慶弔に関する細則

第1条 本会運営に特別功労のあった場合は感謝状及び記念品を贈り感謝の意を表す。

第2条 本会員で不幸のあった場合は次の基準により弔意を表し、代表者が会葬する。

1. 会員及び生徒死亡の場合は、金10,000円を香料とする。
2. 校務上に起因する場合等については、本部役員会で協議し決定する。

第3条 本部役員及び教職員が転出・退職する時は、記念品等を贈り感謝の意を表す。

2. 校長の場合は掲額式を行う。

第4条 この慶弔にたいしては一切返礼を受けないものとする。

第5条 この規定以外において必要が生じた場合、本部役員会で協議し決定する。

#### (別表①) 専門活動部会委員長 (学区選出理事) ローテーション

委員長 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
研修委員長	赤 麻	三 鴨	藤 岡	赤 麻
生活安全委員長	藤 岡	赤 麻	三 鴨	藤 岡
広報委員長	三 鴨	藤 岡	赤 麻	三 鴨

#### (別表②) 学級委員の学区別所属専門活動部会

学区 \ 組	1組	2組	3組	4組
藤 岡	生活安全	広 報	研 修	生活安全
三 鴨	研 修	生活安全	広 報	研 修
赤 麻	広 報	研 修	生活安全	広 報

#### 附 則

- 1 本P T A会則並びに細則は、従前の会則・細則、教育後援会会則、慶弔規定を再改編したもので、平成15年5月12日より実施する。  
ただし、会則第10条2号の適用は平成16年度から、また、広報委員会細則第2条の適用については平成18年度より実施する。
- 2 本会則は平成22年4月28日より実施する。

## ◆ 平成29年度 学年・学級 生徒数

(平成29年4月1日現在)

学年	組	1組	2組	3組	4組	特別支援		合計
1 学 年	担任	石塚	椎名	松井稔		川又		
	男子	14	14	15		2		45
	女子	17	17	18		1		53
	合計	31	31	33		3		98
	P会員数	24	25	25		1		75
2 学 年	担任	長島	渋谷	須見		川又	松井良	
	男子	14	16	16		1	1	48
	女子	18	18	17		0	0	53
	合計	32	34	33		1	1	101
	P会員数	28	30	31		1	1	91
3 学 年	担任	篠	浅川	矢口	山崎	川又	松井良	
	男子	15	14	13	14	1	3	60
	女子	15	16	15	15	1	0	62
	合計	30	30	28	29	2	3	122
	P会員数	30	30	28	28	2	3	121
P会員数		82	85	84	28	4	4	287

学年	1学年	2学年	3学年	特別支援	全生徒数
男	43	46	56	8	153
女	52	53	61	2	168
合計	95	99	117	10	321